

## 令和7年度第23回都市経営会議 令和8年(2026年)2月18日(水)開催

### 1 令和7年度補正予算について

#### 【提 案】 企画経営部

※ 本件は、令和8年(2026年)2月2日開催の第21回都市経営会議に提案され一度承認を受けましたが、承認後に内容の追加(\*)があったため、改めて提案されたものです。これに伴い、2月2日提案の「令和7年度補正予算について」は廃案とします。

#### \* 追加内容：以下の繰越明許費 計3件

##### (1) 物価高対応子育て応援手当給付事業及び(2) 同人件費

追加理由：プッシュ型ではなく申請に基づく給付となるため、年度をまたぐ可能性があるほか、今般、国から繰越予算に関する正式な通知があったため、繰越明許費の追加を行うもの。なお、現時点では金額の精査が困難であるため、一旦全額を繰越明許費として計上する。

##### (3) 防火水槽整備事業

追加理由：防火水槽の撤去にかかる工期が想定以上の日数となったほか、工事を行う上で必要となる道路の通行止め等の調整に時間を要する見込みであるため、繰越明許費の追加を行うもの。

#### 【結 果】 承認

#### 【質疑等】

- ・ 防火水槽整備事業については年度内に予算執行できる可能性もあるように思うが、結果的に執行できたとしても問題ないのか。
- ⇒ 繰越明許費は年度内に支出が終わらない見込みがある場合に計上するもので、年度内に工事が完了し、予算執行できたとしても問題ない。一か八かで考えてしまうと事故繰越ししか予算を繰越す方法がなくなるが、事故繰越しは、天災や避けがたい事故などのために予算を繰越すもので、それ以外のケースは基本的には認められない。そのため、リスクがあるものは繰越明許費に計上いただきたい。

### 2 宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会の協議内容の報告について

#### 【提 案】 企画経営部

#### 【結 果】 基本的な方向性は承認。細かい文言調整は担当部に一任する。

#### 【質疑等】

- ・ 資料12ページ「⑥公共施設(児童館・人権文化センター)等の活用」中、公民館を放課後ひろば(仮称)として活用することについて、社会教育部としても協力していきたい思いはあるが、児童館とは異なり、人権文化センターや公民館には見守りの専門家

とも言える児童厚生員が配置されていない。資料にあるとおり、公民館等の利用時間や帰宅時間の管理は各家庭の責任となるが、利用時間中の責任の所在を確認しておくことも必要だと思う。安全で、より良い居場所となるよう共に考えたい。

⇒ 細かい部分は今後、関係部局とも連携しながら検討していきたい。

- ・ 資料 4 ページ「令和 8 年度（2026 年度）の待機児童数について」を見ると、本市における公設公営の地域児童育成会については、その多くが 40 人もしくは 80 人定員となっている。特に低学年の児童については、保護者から、移動が少なく、安全が確保しやすい学校敷地内の居場所を望む声が多いように思うが、学校施設を活用した育成会の定員を拡充できないか。行政としては、そこを優先して実施すべきではないか。待機児童の少ない阪神間の他自治体では、そのような弾力的な運用をしているがために待機児童数が少なく抑えられているという話も聞いたことがある。

⇒ 指摘のとおり、低学年については学校敷地内での保育ニーズが高い。資料 6 ページで育成会の定員上限の見直しと弾力運用について触れているとおり、学校施設の利活用について、教育委員会の協力も得ながら可能なところは受入れ枠の確保に努めていきたい。また、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上という面積要件に余裕があるところは、定員の弾力運用についても考えていきたい。

- ・ 面積要件の 1.65 平方メートルはマストなのか。

⇒ おおむね 1.65 平方メートルとしている。

- ・ 特に低学年については、待機となるくらいなら、少々狭くても入所できる方が良く考える保護者も多いのではないか。「おおむね」なのであれば、弾力運用についても検討いただきたい。
- ・ 面積要件があるのは理解していたが、現在、運用している地域児童育成会について、要件ぎりぎりの面積しか確保できていないということはないのでは。であれば、既存の建物で弾力的な運用はできないものか。

⇒ 面積要件は、平成 27 年度に施行された条例（宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）で初めて規定されたもので、それまでは面積要件が存在しなかった。条例ができた際に、教室で実施していた既存の育成会の中には面積要件をクリアできていないところが多々あり、そこに対して弾力運用をしようとする環境悪化につながるため、現時点では難しいと考えている。

- ・ 既存のスペースでは定員の拡充が難しいということか。

⇒ 一部、専用棟として整備したところは若干の可能性はあるが、教室を使っているところは難しいのが実態である。

- ・ 放課後児童対策パッケージのうち「⑧学校施設等の活用（育成会拡充・民間事業者の参入）」について、資料 14 ページの説明を見ると、待機児童が発生している地域やその周辺の状況を分析し、その結果を踏まえて最適な対策を行うものと受け取れたが、資料 8 ページの放課後児童対策パッケージ一覧を見ると、当該⑧については「令和 8 年

度以降検討を進める」とあり、一方で、①～⑥に掲げる運営費補助金の基準額の見直しや公共施設等の活用などについては「すでに実施している」もしくは「令和 8 年度に開始する」とある。分析結果を踏まえて取組の方向性を決める流れが本来の在り方であり、その考えに則れば、⑧を先行実施するか、他の取組と並行して進める必要があると思うが、その辺りの考え方を確認したい。

⇒ 並行して実施していく部分がある。表現を工夫する。

- ・ 資料の最終ページに「放課後児童クラブ」という文言があるが、「民間」と表記していないのは意図的なものか。

⇒ 放課後児童クラブには、公設公営、公設民営、民設民営など様々な形がある。実施主体は問わず、放課後児童クラブという一定の枠組みの中で定員を確保していきたい思いがあるため、敢えて「民間」に限定しない表記とした。

- ・ 民間放課後児童クラブ運営費補助金の基準額の見直しについて、人件費や物価の高騰による補助の拡充は必要であると思うが、例えば金額にばらつきが出ると思われる賃料等についても見直そうとしているのか。また、それらは時代によって補助額が変わってきたのか。

⇒ 補助の考え方について、運営費の補助は一律である。場所を確保する上で賃料が発生する場合は、発生した賃料に対して限度額の中で補助しているため、設置された時代等によって対応が変わることはない。

- ・ 資料 18 ページ「放課後児童の居場所におけるイメージ図」の枠外に 3 つの項目があるが、「※印」と「●印」は使い分けているのか。

また、※印のところ、前段には「公設公営で充足するまでは非営利／営利問わず」とある一方で、後段には「(主は非営利運営を想定)」とある。後段の括弧書きは不要ではないか。

加えて、前段で「非営利／営利問わず」と記載するのであれば、1 つ目の●印にある「低学年は公設公営・公設民営的位置づけ (=公設公営と同等) でカバーし切る。」という表現は見直すべきではないか。現状は、学校敷地内の居場所は公設公営で運営しているが、将来的には民間事業者に運営いただく未来も訪れるかもしれない。公民連携の部分をもう少し上手く表現した方が中期的には良いと思う。「カバーし切る」とするのではなく、バッファーを持たせた書き方としてはどうか。

- ・ 同じ※印のところ、これは低学年の児童の居場所に関する注釈だと思うが、18 ページの図を見る限り、幼稚園跡地とその他公共施設・民間施設に設ける民間放課後児童クラブは「公設民営」的位置付けに限るという風に見える。そこに営利は入るのか。

⇒ 営利メインでは考えていない。

- ・ そうすると、※印前段の「公設公営で充足するまでは非営利／営利問わず」という表現と矛盾するのではないか。先ほど指摘があったとおり、後段に「(主は非営利運営を想定)」とあるため、細かい部分に矛盾を感じる。

また、現時点で「公設公営と同じ育成料で実施」とまで記載しなくても良いのではないか。

⇒ 基本的な考え方としては、特に低学年は、ニーズに対してしっかりと定員枠を確保し、待機をなくしていきたい思いがある。そのためには公の関与が重要であり、主は公設公営的な位置付けとして整理している。その上で、資料のとおり「低学年は公設公営・公設民営的な位置づけ（＝公設公営と同等）でカバーし切る。」という表現のままにするかは再考が必要だが、特に低学年の待機児童解消のためには公の関与が強く必要だという考え方は残したい。

・ 2つ目の●印のところに「待機児童解消後は、適宜対策の実施を見直す。」とあるが、表現の再考が必要ではないか。現状、民間参入を促そうとしているところ、待機がなくなれば、せっかく参入を促した民間事業者を切って捨てるように見えないか心配している。せっかく参入してくれた民間事業者に敬意を示す書きぶりとなるよう、表現を工夫できないか。

⇒ 待機児童解消後のイメージとしては、利用者がどこを選択するかによって淘汰されていくものと考えている。そのため、ニーズが高い学校敷地内が残っていくと想定される。ニーズの変化に応じて対策を見直す形になるため、必ずしもそれが民間の切捨てとは捉えられないよう、表現を考えたい。

・ 待機児童を幅広く救っていくフェーズと、一定まで行きついたら後は収縮していくフェーズがある。それを一つの図式で表すのは難しい。例えばフェーズの変化に応じてどこで、誰に、どんな形で渡していくのかを明示しようにも、現段階では難しく、読み手により受け取られ方も様々だと思うので、事務局としてそこに配慮されたものと推察した。将来的に、フェーズが変われば学校敷地内の居場所についても公設民営でという考え方が出てくるかもしれないが、敢えて資料にある「待機児童解消後は、適宜対策の実施を見直す。」という表現に留めているものと読ませてもらった。

また、先ほど指摘のあった「(主は非営利運営を想定)」という記載については、待機児童が多い中で、緊急的に対応するために他者の力も借りるが、自分たちもしっかりやっていくという意思表示として受け取った。

一方で、前段に「充足するまでは非営利／営利問わず」とあるため、括弧書きの部分は必要ないかもしれない。

⇒ ニーズが増加する中での対策をまとめた資料であるため、待機児童が減少していく局面においては講じるべき対策も変わってくるかと思う。ありがたい姿がしっかり伝わるよう、表現を工夫したい。

・ 現時点では資料の表現に留めておくにしても、例えば将来的に、公設公営から民設民営へ移行する動きが生じた場合などには、公設公営の人の雇用をどうしていくかという話も出てくるかもしれない。引き続き検討が必要であると考えている。

・ 資料18ページの図について、③のところに営利による民間放課後児童クラブについて

ての記載がある。現状は高学年の欄にのみ記載されているが、低学年の児童の保護者から希望があった場合はどうするのか。現状の図のままだと、高学年しか入れないように見えるが、保護者によっては営利を希望されるケースもあるかと思う。図の見せ方に工夫が必要だと思う。

- ⇒ 低学年の保護者にも営利を選択いただけることが伝わる見せ方としたい。
- ・ 今後、市議会や市民の皆さんに周知・説明する上で、この資料をこのまま使うのか。
- ⇒ この資料をもとに説明することを考えている。
- ・ であれば、これまで宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会を設置した上で議論してきたことがこの資料だけでは分からないため、検討会の設置要綱や名簿、検討経過などを資料に追記した方が良いように感じた。
  - ・ 資料 16 ページのイメージ図について、四角の全体が「経費の総額」を表しており、その半分を保護者が、残りの半分を市・県・国が 3 分の 1 ずつ負担することを意味する図だと理解するのに時間がかかった。一見すると、保護者負担額を市・県・国が 3 分割して負担するようにも見えるため、イメージ図に補足があればより良いと思う。
  - ・ この図は総額か。
- ⇒ 総額ではなく、あくまで運営費の基本部分についての図である。
- ・ 資料 18 ページの図について、「自宅・塾・習い事等公が関与しないもの」の欄が空欄になっているのが寂しく感じる。これまでも、積極的な関与はしないものの、行政が緩やかに関与して子どもたちの居場所づくりを行おうとする動きはあった。例えば市内にタワーマンションが建設される際に、待機児童対策のために一部敷地内を活用できないか働きかけを行ってみたり、昨今では阪急電鉄株式会社が駅舎の空きスペースを活用して子どもを預かるビジネスを始めたとの話も聞く。そこへの熱量がもう少しあっても良いのではないか。
  - ・ 同じ 18 ページの図について、「その他公共施設・民間施設」の項目から「民間施設」を削除し、民間施設に関しては、一つ右の欄の「自宅・塾・習い事等公が関与しないもの」の中で読んではどうか。
- ⇒ 民間施設を借りて運営している放課後児童クラブもあるため、削除するわけにはいかない。
- ・ であれば、公が関与しないもののうち、その他の居場所という項目を作ってはどうか。
- ⇒ 居場所として、塾やスポーツクラブなどがあるにはある。書きぶりは要検討だが、現状のまま残しておいても良いのではないか。
- ⇒ 「自宅・塾・習い事等公が関与しないもの」の欄が空欄になっているのが寂しく感じるという意見については、例示程度であれば、いくつか追記できるかもしれない。
- ・ 資料 9 ページの「⑨育成料の見直し」の項目に「周知期間 1 年」とあるが、現状は具体的な金額が決まっていない状況かと思う。1 年前から値上げについて言及しつつ、具体的な金額が決まってから再度周知するという趣旨なのかもしれないが、金額が決

まってから1年という捉え方もあるのではないか。

⇒ 金額自体は6月市議会に提案しようと考えている。

・ 6月議会に提案し、令和9年4月から新料金を導入するのであれば、1年を切るのではないか。

⇒ 表現を見直す。